

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 五 第 卷 二 十 第

行 發 日 一 月 五 年 十 正 大

論 叢

戰後に於ける獨逸の財産税を論ず . . . 法學博士 小川郷太郎

利潤配分實施上の諸問題 . . . 法學博士 田島 錦治

需要曲線供給曲線及び價格曲線 . . . 法學博士 河上 肇

戰後獨逸の社會主義運動 . . . 法學博士 河田 嗣郎

時 論

税制整理の主要問題に就きて . . . 法學博士 神戸 正雄

說 苑

舊岩國藩の製紙原料保護政策 . . . 經濟學士 吉川 元光

我國在來の商業帳簿 . . . 法學士 大森 研造

所得と勞賃 . . . 經濟學士 堀 經 夫

雜 錄

Lexis の公共福祉觀 . . . 法學博士 財部 靜治

最近我國に於ける地方費の組成と増加 . . . 經濟學士 小山田小七

國際勞働立法 . . . 法學博士 河田 嗣郎

最近我國に於ける地方費の組成と増加

小山田 小七

要目 緒言—全般—團體別—費目別—結尾

一 緒言 一國の財政は中央財政のみではなく地方財政もあり植民地財政もある。就中我國の地方財政は中央財政の約五割にも相當し決して看過してはならない。且又兩者交互に關係する

所僅少ではないから財政の理論上實際上輕重の差を附すべきものでなく、相並び相助けてその研究の目的を達し實際上の効果を收む可きものである。而て尙異なる階級の政府間にその負擔を正當に分配する事が現今財政上の重要な一問題であり、地方財政は中央財政より困難に陥り易い事情も存し、且つ財政學の研究上にも先學者によりて比較的闕却せられたる傾向もあつて、益々之れを考究するの要を知る。

大體上、財政は出づるを計つて而て入るを定

むると云ふ以上は、地方財政の研究も先づ經費より始むるを順序と信する、依つて其一端として茲に本題を選んだのである。尙附記すべきことは、算出したる統計の材料は内閣の統計年鑑であつて百圓以下切捨て四捨五入せざるが故に概數で精密なものでない。然し大體論として傾向を窺ふことは出来ると思する。更に最近と限定したのは以前のもは先學者の著書論文に見る事が出来るからである。

二 全般 茲に地方費と云ふは目的團體 (Zweckgemeinschaft) 例ば水利組合水害豫防組合を除き所謂地方公共團體 (Kommunalkörperschaft) 即ち道府縣郡市區町村の經費を意味するものとす。經費の膨脹は原則的に各國その軌を一にして居るが、中央財政と地方財政とにあつても別に異なる所はない。各國の財政史の明白に示して居る事實である。今我國の地方費決算に就いて見ても同様である (註一)。

年 次 實數 (單位千圓) 指數 (一人當り)

明治二十五年 100 100

1) R. A. Seligman; Essays in Taxation (5 ed. 1905) p. 305.
2) Bastable; Public finance chap. VII p. 120 (3ed.)
3) 神戸博士: 大正八年度講義
4) 小林博士: 地方財政學, 本多博士: 地方財政問題, 田子一民氏: 地方財政の實際と理論, 中島信虎氏: 大日本地方財政史等

三	十	年	1877	126	11000
三	十五	年	1882	126	11000
四	十	年	1887	126	11000
四	十一	年	1888	126	11000
四	十二	年	1889	126	11000
四	十三	年	1890	126	11000
四	十四	年	1891	126	11000
四	十五	年	1892	126	11000
大	正	一	1897	126	11000
二	年		1898	126	11000
三	年		1899	126	11000
四	年		1900	126	11000
五	年		1901	126	11000

由是觀之、明治二十五年から四十年に至る間は五年間毎に平均約指數一〇〇を増し一人當り約一圓を増したるも、四十年より四十五年に至る五年間は約指數二五〇を増し一人當り二圓を増し次の四年間は殆んど大變化なきが如くに見ゆる。然し明治二十五年から大正五年を見れば、實に六・八八倍の増加であり、一人當り四圓七十二錢六厘の増加となつて居る。かの明治四十年以後數年間急に増加したのは日露戰爭の結果と云はなければならぬ。然し中央財政が日露

戰爭の結果急激に膨脹したのとは稍々その趨を異にすると思はるゝ、蓋し當時舉國一致戰爭に當つたので、地方政務は緊縮せられ地方税は制限せられ従て經費も正常の膨脹をなす能はなかつたが、愈々戰勝ち平和成つた三十九年以後は繰越し又は中止した施設事業は戦後の經營と相待つて一齊に始められ、節約の原則も多少破られて著しき膨脹をなしたものの様である、因に戰爭前後の地方費を示せば次の様である。

(單位千圓、決算二十五年一〇〇)

三十六年	一五七、四三三	三三二
三十七年	一六〇、〇八八	三六八
三十八年	一六〇、七四四	三七四
三十九年	一六六、二二四	三九八
四十年	二〇九、三三三	四一〇
四十一年	三三〇、五三六	四九三

更に其後の豫算に就いて見れば大正六年三億一千三百四十一萬千餘圓、七年三億九千八百〇九萬四千餘圓、八年五億一千四百六十五萬三千餘圓であつて、九年度は八億四百萬圓に達すると云ふ。二十五年より見れば大正八年は約十一

1) 毎日年鑑, 1921"
 2) 内務省調査, 大正日日新聞, 大正九年十二月四日"

倍にして九年度は約十七倍に相當し、中央經費が二十五年年度決算七千六百七十三萬五千圓に對して大正八年度豫算十億三千四百九十六萬一千圓の約十三倍であるのに比すれば、その増加の度亦兩者相去ること遠からずと云はねばならぬ。而て地方費の一人當りは大正七年度にては實に約七圓〇二錢餘に増加して居る。同年中央費の一人當り十四圓五十二錢餘に比べてその約二分の一に當る。

(註一) 上級團體の經費には下級團體に對する補助費を含み其補助費は下級團體の收入となり更に經費として支出せらるゝものであり、下級團體の經費にも上級團體に對する分擔金があり、實質的には此等の點を精査して差引くを妥當と信する。然し大體上形式上此點を願慮せずして各團體の經費を合計した。以下諸表同様である。尙四十五年前は北海道費を含まず。次に一人當りは内地本籍人口(各年末日調査)で百圓以下切捨てを除したので不精密たるをなまめかれぬが大差はない。

◎附記 地方經費の中央經費に對する割合は、

明治二十五年	0.21	同	四十五年	0.27
同 三十年	0.25	同	大正元年	0.25
同 三十五年	0.33	同	三年	0.37

同 四十年	0.34	同	四年	0.33
同 四十一年	0.35	同	五年	0.35
同 四十二年	0.36	同	六年	0.35
同 四十三年	0.37	同	七年	0.38
同 四十四年	0.38	同	八年	0.38

六七八年は中央費地方費共に豫算。他は全部決算より算出、右表に由れば地方費は最近では中央費の約五割に相當する。

三 團體別 (イ) 先づ各團體を對照して觀察するに、我國の地方公共團體は上級に道府縣、中級に郡、下級に市區町村がある。市區は下級と雖も郡に對立するが如く直に縣の下に統轄せられ特殊の地位を占むる。地方費がこれ等の各團體によつて如何なる割合に組成せられて居るかと云ふに、(實數百圓以下切捨相對數は四捨五入す)

年次	道府縣	郡	市區	町村	全部
明治四十年	32	3	3	30	100
同 四十一年	33	3	3	31	100
同 四十二年	34	3	3	32	100
同 四十三年	35	3	3	32	100
同 四十四年	36	3	3	32	100
同 四十五年	37	3	3	33	100
大正元年	38	3	3	34	100

1) 一般會計豫算額
2) 内閣統計局統計年鑑所載

三十年	一八一	二〇三	三三二	一七六
三十五年	二〇八	二四〇	一八一	二二六
四十年	二二二	二五九	一四四	二六五
四十五年	二七七	三〇〇	一四四	三〇五
大正五年	四三	四六六	二一〇	六〇九

となる。郡費の如き約五十倍し市費の如きも約四十倍して居る。然し郡費は二十五年に於て僅か二十萬九千餘圓で其が五十倍せりと雖も尙大正五年にて一千三十萬一千餘圓に過ぎず、全體上三分に過ぎないのであるから多く問題とする要はない。唯事實上非常の膨脹をしたと云ふに止る。市區費の膨脹は市區數即ち都會數の増加と市區自體の擴大されたことと次には都市の職分の數量的數加に起因すると考へらるゝ。その實數は、二十五年二百四十四萬七千餘圓であつたものが四十年には四千七百五十三萬六千餘圓四十五年には一億五百二十九萬八千餘圓、大正五年には九千六十二萬餘圓となつて居る。最近十年(明治四十年—大正五年)間可成急速に増加して居る(二七七倍)。この事は更に他の社會上文化上諸般の觀點からも研究に値する。因に道府

縣費及町村費の實數は、(單位千圓決算)

年 度	道府縣費	町村費
明治二十五年	三、二八八	二、五八八
同 三十年	四〇、四四七	三六、二〇一
同 三十五年	五、一〇六	六、四四四
同 四十年	六、六三二	八、一七四
同 四十五年	九、九九九	一三、二五五
同 大正元年	九、〇〇〇	一三、〇〇〇
同 五年	九、〇〇〇	一三、〇〇〇

(ロ) 更に各團體各別に其經費の組成及増加を見れば次の様である。

道府縣費は、會議費、廳舎建築及修繕費、郡役所費、土木費、教育費、勸業費、衛生費及以四目の補助費、警察費、公債費、選舉費、救育費、吏員費、稅取扱費及其他よりなつてゐる。支出高よりせば土木費同補助費、警察費、教育費同補助費、勸業費同補助費、公債費、郡役所費、衛生費同補助費の順となる。重なる四目につきその歩合を表とすれば、(全部一〇〇)

年 次	土木費	警察費	教育費	勸業費
四十年	元	六	六	八
四十一年	三	一六	九	八
四十二年	六	一七	一三	一〇

1) 大正元年以降の順位

年次	土木費	警察費	教育費	勸業費
四十三年	100	100	100	100
四十四年	100	100	100	100
四十五年	100	100	100	100
大正元年	100	100	100	100
二年	100	100	100	100
三年	100	100	100	100
四年	100	100	100	100
平均	100	100	100	100

故に道府縣費の約三割は土木費占め警察費は約一割六分教育費一割五分勸業費九分を占むる事となり平均して此の四費目にて全支出高の約七割一分を消費することとなる。其増加の有様は、

雜錄 最近我國に於ける地方費の組成と増加

年次	公債費	教育費	衛生費	土木費	財産費
四十一年	14	10	5	14	10
四十二年	11	13	3	7	10
四十三年	11	14	2	13	10
四十四年	10	6	1	11	0
四十五年	11	11	3	10	10
大正元年	10	11	1	10	10
二年	10	11	1	10	10
三年	10	11	1	10	10
四年	10	11	1	10	10
五年	10	11	1	10	10
平均	10	11	1	10	10

五十年 110 115 120 125
 となる。然し増加の順位からは公債費勸業費役所費警察費教育費の順となり、公債費の如きは四十年を100として大正五年は三七八の指數となり、この間十年の平均指數は二〇八である。

市區に於いては會議費役所費土木費教育費衛生費公債費財産費及市警事業費市區改正費勸業費等を重なる費目とする。その中重なる費目の割合は、(全部100)

* 〇内の數字は小數を示す以下同じ

即ち最近平均して公債費教育費衛生費財産費の順位なることを知る。而てこの五費目にて全部の約三割五分を占むる。是に由つて觀れば市區費は府縣費の如く三四の費目に經費の大部分が消費されず比較的多くの費目に分配されて居る。統計上最近一十萬圓以上の費目は公債費衛生費教育費市警事業費にして公債費を除きては何れも大差がない。尙百萬圓以上五百萬圓以下のもの七費目二十萬圓以上五十萬圓以下の四費目となる。即ち市區費は主としてこの三階段に分配さるゝ費目よりなつて居る。

次に其の増加の趨勢を見れば次の如くなる。

年次	公債費	教育費	衛生費	土木費	財産費
四十年	100	100	100	100	100
四十一年	103	101	94	86	105
四十二年	114	114	81	70	111
四十三年	124	114	110	114	114
四十四年	140	104	84	81	74
四十五年	110	114	114	84	114
大正元年	104	114	104	81	114
二年	104	114	104	81	114
三年	104	114	104	81	114

四 年 五三 三三 三七一 六〇
 五 年 一〇四 一〇四 四〇六 七三 一三三
 最も増加せるは道府縣費と同様公債費であつて次には財産費である。土木費の遞下は別に市區改正費水道公園費の相當多額なるあるが爲めに之れのみを以つて一概に論じ難い様である。教育費の比較的徐々に而も着々たる増加は公債費衛生費の急激な増加と共に注意すべき事である。

町村費の主な費目は會議費役場費土木費教育費衛生費公債費財産造營及管理費勸業費諸稅及諸負擔寄附及補助金警備費救助費雜費等である。就中一十萬圓以上の費目は教育費役場費財産費土木費の四目にして四十年以降十年間平均してこの四目で全經費の約六割五分を占めて居る。其割合を示せば(全部を一〇〇として)

年次	教育費	役場費	財産費	土木費
四十年	四一	一八	六	九
四十一年	四一	一七	五	九
四十二年	四六	一八	五	八
四十三年	四四	一七	六	一〇

1) 財産費とは財産造營及管理費に基本積立金を加ふ、以下同じ

四十四年	四	一	六	二	一
四十五年	四	一	七	三	二
大正元年	四	一	八	四	三
二年	四	一	八	四	三
三年	四	一	九	五	四
四年	四	一	九	五	四
五年	四	一	一〇	六	五
平均	四(五)	一(七)	九(一)	九(四)	

順位よりすれば教育費一位にして而も約四割を占め役場費土木費財産費之れに次ぐ。町村費に於ける教育費は市區費中のそれと共に其大部分は初等教育の爲に費さるゝものであつて下級團體の經費は實に此の費目によつて影響せらるる所多く重要な意義を有ぬ。其増加の状態は左表に示す如く、他向を知る事が出来る。

年次	教育費	役場費	土木費	財産費	公債費
四十年	100	100	100	100	100
四十一年	115	105	115	101	112
四十二年	125	115	112	112	100
四十三年	120	115	111	112	115
四十四年	121	115	110	112	115
四十五年	121	115	111	115	115
大正元年	121	115	111	115	110

最近我國に於ける地方費の組成と増加

二年 115 112 115 115 115
 三年 115 111 115 115 115
 四年 115 111 115 115 115
 五年 115 111 115 115 115
 最も増加せるは財産費であつて他は何れも伯仲して居るが十年間の平均指數より見れば財産費公債費土木費教育費役場費の順となる。道府縣市區費にて最も増加せる公債費が町村費でも尙第二位の増加指數を有するが如きは地方財政上研究を要する問題の一つである。

四 費目別 費目別と云ふも凡ての費目に就いて云ふに非ずして主要なものに就いて云ふのである。各團體に於て如何なる費目が主要であるかは團體別口の所に略々窺ふことが出来るからなるべく重複をさけて大様に就いて見る事とする。

イ) 先づ地方費全體として組成の割合上即ち費目の金高上主要なものは最近にては教育費土木費役所費公債費財産費警察費衛生費勸業費である。その割合は(全部を100として)

年次	教育費	土木費	役所費	公債費	財産費	警察費	衛生費	勸業費	合計
明治四〇	17	13	11	15	15	15	15	15	100

1) 道府縣の役所費は吏員費、廳舎建築及修繕費を加ふ。但し中央財政の府縣俸給額は加算せず。郡役所費は縣支出と郡支出とを加ふ以下同じ。

同	四一	三〇	一六	二六	五五	四四	六三
同	四二	三二	二四	二六	五五	四四	六三
同	四三	三三	二五	二七	五五	四四	六三
同	四四	三四	二六	二八	五五	四四	六三
同	四五	三五	二七	二九	五五	四四	六三
同	四六	三六	二八	三〇	五五	四四	六三
同	四七	三七	二九	三一	五五	四四	六三
同	四八	三八	三〇	三二	五五	四四	六三
同	四九	三九	三一	三三	五五	四四	六三
同	五〇	四〇	三二	三四	五五	四四	六三
同	五一	四一	三三	三五	五五	四四	六三
同	五二	四二	三四	三六	五五	四四	六三
同	五三	四三	三五	三七	五五	四四	六三
同	五四	四四	三六	三八	五五	四四	六三
同	五五	四五	三七	三九	五五	四四	六三
同	五六	四六	三八	四〇	五五	四四	六三
同	五七	四七	三九	四一	五五	四四	六三
同	五八	四八	四〇	四二	五五	四四	六三
同	五九	四九	四一	四三	五五	四四	六三
同	六〇	五〇	四二	四四	五五	四四	六三
同	六一	五一	四三	四五	五五	四四	六三
同	六二	五二	四四	四六	五五	四四	六三
同	六三	五三	四五	四七	五五	四四	六三
同	六四	五四	四六	四八	五五	四四	六三
同	六五	五五	四七	四九	五五	四四	六三
同	六六	五六	四八	五〇	五五	四四	六三
同	六七	五七	四九	五一	五五	四四	六三
同	六八	五八	五〇	五二	五五	四四	六三
同	六九	五九	五一	五三	五五	四四	六三
同	七〇	六〇	五二	五四	五五	四四	六三
同	七一	六一	五三	五五	五五	四四	六三
同	七二	六二	五四	五六	五五	四四	六三
同	七三	六三	五五	五七	五五	四四	六三
同	七四	六四	五六	五八	五五	四四	六三
同	七五	六五	五七	五九	五五	四四	六三
同	七六	六六	五八	六〇	五五	四四	六三
同	七七	六七	五九	六一	五五	四四	六三
同	七八	六八	六〇	六二	五五	四四	六三
同	七九	六九	六一	六三	五五	四四	六三
同	八〇	七〇	六二	六四	五五	四四	六三
同	八一	七一	六三	六五	五五	四四	六三
同	八二	七二	六四	六六	五五	四四	六三
同	八三	七三	六五	六七	五五	四四	六三
同	八四	七四	六六	六八	五五	四四	六三
同	八五	七五	六七	六九	五五	四四	六三
同	八六	七六	六八	七〇	五五	四四	六三
同	八七	七七	六九	七一	五五	四四	六三
同	八八	七八	七〇	七二	五五	四四	六三
同	八九	七九	七一	七三	五五	四四	六三
同	九〇	八〇	七二	七四	五五	四四	六三
同	九一	八一	七三	七五	五五	四四	六三
同	九二	八二	七四	七六	五五	四四	六三
同	九三	八三	七五	七七	五五	四四	六三
同	九四	八四	七六	七八	五五	四四	六三
同	九五	八五	七七	七九	五五	四四	六三
同	九六	八六	七八	八〇	五五	四四	六三
同	九七	八七	七九	八一	五五	四四	六三
同	九八	八八	八〇	八二	五五	四四	六三
同	九九	八九	八一	八三	五五	四四	六三
同	一〇〇	九〇	八二	八四	五五	四四	六三

右表の示す所に由れば平均して教育費の約五分は役所費の三費目で已に全経費の約五割を占め表上の八費目で約七割七分を占めて居る。而して其割合が役所費警察費勸業費に於いては十年間略一定の割合を占めて居る様で公債費衛生費財産費は増加の傾向を有し教育費土木費はむしろ

る稍その割合に於いては漸減しつつある様である。教育費割合の遞減の如き未だ其時ではなくむしろ小學教育實業教育女子教育等の上に施さるべき施設改善は多いと信せられ益々増加の傾向が望ましい。勸業費の比較的割合少くして固定せるも看過し難き現象であらう。勿論一部は實業教育の名によりて教育費中に分割せられて含まるべきも地方團體としてなすべき仕事のなると云ふのではあるまい。役所費の割合固定せるはその所ではあるが今次の物價騰貴以前のものとしては其割合多少、大に過ぐるの観ないでもない。

次に各費目増加の有様をその實數と指數とによつて窺へば次の様である。(單位千圓)

費目	年次		同 三〇	同 三五	同 四〇	同 四五	同 五〇
	明治二五年	大正元年					
教育費	實數 3,764.4	指數 100	同 三〇	同 三五	同 四〇	同 四五	同 五〇
土木費	實數 1,711.1	指數 100	同 三〇	同 三五	同 四〇	同 四五	同 五〇
役所費	實數 100	指數 100	同 三〇	同 三五	同 四〇	同 四五	同 五〇

公債費	1,071	5,187
財産費	100	4,870
警察費	100	5,610
衛生費	100	1,100
勸業費	100	5,400
勸業費	100	1,100

明治二十五年より大正五年の支出高を見るに最も増加の急激なのは財産費であつて約三三〇倍次は公債費(約四四倍)勸業費(三四・五倍)相次ぎ衛生費の(二六倍)相當増加せるを加てこの四費は二十五年の支出高の少なき丈け指數は大なるの觀がある。教育費の如きは約八・七倍であるけれども支出高は大正五年已に八千餘萬圓であつて總地方費の二割五分を占め第一位であることは前表に明かである。財産費の増加は大體に於いて喜ぶべき現象なるべく公債費の急激なる膨脹は注意を要すること已に一言せる通りである。蓋し一面地方財政上の収入源の涸渌他面公債費途の問題を含むが故である。

1,071	5,187	3,181	3,377	3,377	3,377
100	4,870	4,870	2,186	2,186	2,186
100	5,610	5,610	2,759	2,759	2,759
100	1,100	1,100	4,870	4,870	4,870
100	5,400	5,400	1,100	1,100	1,100
100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

(ロ) 教育費が各團體の經費中幾割を占むるかは已に其大様を團體別の所に記したが明治二十五年以降各團體中にて如何なる地位を占めて來たかに就いて見れば即ち

年次	團體	道府縣	郡	市區	町村	總經費中
明治二五	三〇	四	五	一	一	二
同	三五	二	三	一	一	二
同	四〇	三	三	一	一	一
同	四五	三	三	一	一	一
同	五〇	三	三	一	一	一
同	五五	三	三	一	一	一

常に第一位を占むるは町村の經費中に見るのみであるが三十五年以來全經費中常に第一位にあるを以つてすれば教育費中町村の支出にかゝ

る分大部分を占むを推知し得る。最近の狀態に見るも四十年教育費合計五千六百三十八萬一千餘圓中約六割二分即ち三千五百〇三萬餘圓、大正元年の合計八千六百六萬六千餘圓中約六割二分即ち五千〇三十九萬六千餘圓、大正五年合計八千〇四十三萬餘圓中約六割三分即ち五千〇八十三萬餘圓は町村の支出である。此の町村支出の教育費と市區の教育費(四十二年以降一千萬圓以上一千三百萬圓以下)との大部分は義務教育費を成すものであるが之れが全經費の二割五分に當る教育費の大部分を占むるものである。而も其後の豫算に由れば大正七年已に合計一億二十四萬餘圓に達し又大正九年には町村支出のみで一億三千三百萬圓餘に上り町村歲出額の四割三分餘に相當するに於いては益々注意を要する項目の一である。尙市町村債中教育を目的とするもの大正七年三月末約一千萬圓存するを見れば其財源亦漸く窮しつゝありと考へらるゝ。

最近其合計額と増加の趨勢とを表示すれば次の如くである。(決算單位千圓)

年次	(實數)	(指數)
明治四〇	五、六六一	100
同 四一	七、四四〇	一二六
同 四二	七、四〇九	一二〇
同 四三	七、六五四	一二五
同 四四	七、五五三	一二七
同 四五	八、〇六六	一四三
大正二	七、六六六	一二七
同 三	七、七七一	一三七
同 四	七、六六六	一二六
同 五	八、〇四〇	一四三

二十五年を一〇〇とすれば大正五年は八六六と云ふ増加指數を示すも四十年を一〇〇とすれば一四二にして他の費目に比べて決して急激と云ふ方ではない。

土木費は教育費に次いで近時平均一割五分五厘を占むる費目であるが其各團體にて占めたる地位は

年次	國體	道府縣	郡	市區	町村	全經費中
明治二五	—	—	—	—	—	—
同 三〇	—	—	—	—	—	—
同 三五	—	—	—	—	—	—

明治	四〇	一	一	二	三	一
同	四五	一	一	三	三	二
大正	五五	一	一	七	四	二

道府縣郡支出に於いては常に第一位にあつて全經費中の順位は三十五年以後教育費に代りたる有様である。而して道府縣費中に占むる割合は四十年に於いて約五割二分四十五年と大正五年とにあつては約五割七分である。その額四十年以降二千萬圓以上四千百萬圓以下の間を上下して居る。市區費に於いて大正五年に第七位に陥もたのは市區改正費市營事業費等が獨立の費目となつて土木事業の一部を分割した爲めであらう。其増加を最近の決算統計より見れば(單位千圓)

年次	(實數)	(指數)
明治四〇	元、四〇〇	100
同 四一	元、四七一	114
同 四二	元、五〇〇	124
同 四三	元、五二〇	129
同 四四	元、五三六	133
大正元	元、五七六	143
同 二	元、六〇六	151

雜錄 最近我國に於ける地方費の組成と増加

大正三	元、七三三	180
同 四	元、七九七	193
同 五	元、九七四	239

役所費は町村に於て常に第二位を占め、市區に於いては二十年(第三位)と大正五年(第五位)を除いて三〇・二五、四〇・四五年共に第四位に居る。道府縣郡では第七位以下にある。而も尙全經費の約一割に達するより見れば町村の支出による金額の輕少でない事が知らるゝ。即ち四十年役所費二千五百十四萬九千餘圓中千六百六十萬二千餘圓は町村の支出で約六割六分に當り、四十五年には三千四百二十三萬八千餘圓の約六割四分に相當する二千二百二十萬八千餘圓を、大正五年では三千五百七十萬七千餘圓中約六割七分の二千四百十萬二千餘圓を町村役場にて消費して居る。郡役所費は其大部分(四十年以降大正五年まで約九割)が縣支出で郡支辨によるものが一割に達せないのは郡の事務は土木勸業教育と云ふ一面郡なる地方的利益を進むるに必要なものであつて、而もより以上に他面尙郡より廣い結局は國家的性質を持つ政務が大部

分であるからと云はねばならぬ。例により最近の増加を示せば次の通りである。(實數單位千圓決算)

年次	(實數)	(指數)
明治四〇	三、一四九	100
同 四一	三、七五九	109
同 四二	元、七四四	117
同 四三	三、〇八三	113
同 四四	三、二二二	112
大正元	三、四三六	114
同 二	三、〇〇三	113
同 三	三、四九四	112
同 四	三、四三二	111
同 五	三、七七一	119

公債費は何れの團體に於ても、全經費中に於ても亦甚しく増加膨脹して居る費目で且つ最近組成上の割合も役所費に次ぐものである。然しその各團體の費目中の順位は道府縣郡町村では五六位にあつて市區にてのみ著しく重きをなして居る。従つて地方債大部が市債であると云ひ得らるゝ。順位を詳細にすれば、

年次	團體	道府縣 郡 市區 町村				全經中
		道府縣	郡	市區	町村	
明治二五	三〇	六	六	四	五	五
同 三〇	三〇	六	六	一	五	五
同 三五	四〇	四	六	五	四	四
同 四〇	四五	七	六	三	七	五
同 四五	四五	五	六	一	六	五
大正五	五五	五	六	一	六	五

其最近の有様を窺へば(單位千圓決算)

年次	(合計)	市區支出	膨脹指數
明治四〇	三、一四九	三、一四九	100
量 四一	三、七五九	三、七五九	117
同 四二	三、〇八三	三、〇八三	113
同 四三	三、二二二	三、二二二	112
同 四四	三、四三六	三、四三六	114
同 四五	三、〇〇三	三、〇〇三	113
大正元	三、四九四	三、四九四	112
同 二	三、〇〇三	三、〇〇三	113
同 三	三、四九四	三、四九四	112
同 四	三、四三二	三、四三二	111
同 五	三、七七一	三、七七一	119

即ち市區支出が大部分を占むる事は右表に明かであり且つ公債費全部の膨脹が市區公債費の膨脹に負ふ事も亦知るに足る。公債費の膨脹に對しては已に問題となるべき點を擧げたるが尙公債そのもの、整理問題も識者によつて考究せ

られたる問題である。因みに今各年度末地方債
在高を團體別に檢ぶれば(單位千圓)

年度	兩廳	道府	縣債	郡債	市債	區債	町村債	合計
明治二五	1,712,374	—	2,221	12	2,123	—	—	3,945,707
同 三〇	2,749,000	—	3,847,411	1,264	1,749,000	—	—	8,306,661
同 三五	10,421,211	—	5,012,210	1,264	4,613,566	—	—	20,307,251
同 四〇	12,202,811	—	6,219,958	1,110	6,012,422	—	—	24,436,301
同 四五	17,766,611	—	12,212,422	1,110	9,312,766	—	—	39,303,810
同 五〇	25,555,511	—	19,212,422	1,110	13,312,766	—	—	58,075,710
同 五五	35,555,511	—	27,212,422	1,110	19,312,766	—	—	82,075,710

尙大正七年三月現在高二億七千七百三十一萬
餘圓なる事よりすれば我が國の地方債僅少でな
いと云はねばならぬ。六歩以上の利率少なしと
するも尙年々僅小ならざる利子を支拂はねばな
らぬ。可成其局に當る人は生産的經費か災害復
舊費の如きものゝ外は公債以外に財源を求むる
事に注意せらるゝのが望ましい。

五 結尾 以上最近の統計に由つて我が地方費
の傾向を窺ひ費目の二三に就いて問題となるべ
き點を提出した。之れが解決は後日の研究に待
たなければならぬが要するに團體別には市町
村費費目別には教育費土木費公債と關連して公

債費が最も研究に値すると思ふ。而て其考究は
更に收入方面即財源に及ぶべきものであらう。
次に未だ獨立したる一費目となつては居ないが
追々は社會政策的の諸施設及政務の費用も重要
となるであらうし否むしろ現今其の少ない事が
已に時勢遅れであるとも思はれるし此方面の支
出の研究も必要と信ずる。更には他の分類方法
によつて例へば義務費と任務費と、物件費と入
件費と、經常費と臨時費とに別つて觀察するこ
とも大切なことである。